国 第百六十二回

参 議 院 林 水 産 委 員 会 会 議 録 第二十号

午前十時開会 平成十七年六月十四日 (火曜日)

の促進に関する法律の一部を改止する法律農山漁村滞在型条暇活動のための基盤整備農出漁村滞在型条暇活動のための基盤整備提出、衆議院送付) というでは、のではに関する法律の一部を改正する法律案(内閣農林物資の規格化及び品質表示の適正化に政府参考人の出席要求に関する件本日の会議に付した案件

案 (内閣提出、衆議院送付)

紙質子者 日本共産党の紙智子でございます。 最初にJAS法についてです。 それで、今回の法改止で新たに流通情報JA S規格が制定されることになりますけれども、 大臣は本会議の質疑で、この生産情報公開JA Sとそれから流通JASの一体化について、消 費者が商品選択の際に生産と流通に関する情報を入手できる仕組みについても今後鋭意検 報を入手できる仕組みについても今後鋭意検 をしてまいりたいというふうにお答えになり ました。トレーサビリティーJASの制定に積 をい姿勢を示されているわけです。

> 質問だと思います。 質問だと思います。 質問だと思います。 のた生産とそれから流通を併せた新たな」 のた生産とそれから流通を併せた新たな」 のた生産とそれから流通を併せた新たな」 のた生産とそれから流通を併せた新たな」 のた生産とそれから流通を併せた新たな」 のた生産とそれから流通を併せた新たな」 のたりいった生産とそれから流通を併せた新たな」 のようとするものでございます。それから、生産情報の公表」ASとしましては、既に牛肉や 下りいうものについております。こう 下りいった生産とそれから流通を併せた新たな」 のようとするものでございます。それから、生産情報の公表」ASとしましては、既に牛肉や を情報の公表」ASとしましては、既に牛肉や のようとするものでございます。それから、生 を情報の公表」ASとしましては、既に牛肉や のようとするものでございます。こう のようとするものでございます。

これにつきましては、大臣も鋭意検討ということで既にお答えをしておりますけれども、それじゃ具体的にどうかとなりますと、これは消費者やあるいは事業者の方々の要望を聞きまして、品目ごとの流通実態を踏まえて個別にその規格、ニーズがあるところに設定をしていくということが必要でございますので、具体的に何か特別のものを今心に持っている、念頭にあるわけではございません。それはやはり関係者るわけではございません。それはやはり関係者の方々の意見をよく承って、そして必要なものからそういうことが可能かどうかということを検討していきたいというふうに考えておりたけ。

それで、関連して、牛肉のトレーサビリティて検討していくということかと思います。 紙管子者 これから鋭意そういうものについ

サビリティー ガイドラインが示されているん

現在、青果物、それから鶏卵、目類のトレー

→ 法律の制定当時から、外国産の牛肉にも、これ、トレーサビリティーは義務付けるがきじゃないかというふうに主張してまいりました。農水省は、牛肉はBSEの発生国からは輸入しないと。未発生国の牛肉にトレーサビは輸入しないと。未発生国の牛肉にトレーサビは輸入しないと。未発生国の牛肉にトレーサビは、外国産牛肉への義務付けはできないというで、外国産牛肉への義務付けはできないというで、外国産牛肉への義務付けはできないというで、外国産牛肉への義務付けはできないというで、外国産牛肉への義務付けはできないというで、外国産牛肉への義務付けはできないというというが、外国産の牛肉に表別である。

大臣、いかがでしょうか。 大臣、いかがでしょうか。

りません。したがいまして、トレーサビリティとを目的としておるわけでありまして、それ自歴となるとともに、消費者に情報提供を行うことを目的としておるわけでありまして、それ自要が生物の安全性を直接保証する措置ではある。

必要であると私どもは考えております。に抵触するおそれがありまして、慎重な検討がーを外国産牛肉に義務付けることは、国際協定

現状であります。 いての判断が基本的に変わったにいたしまし 見に基づく食の安全、安心というものを大前提 りながら、やっぱり我々は、あくまで科学的知 これらについての対応を今模索しているのが はなくて、言わば食品安全委員会、正に専門家 ても、やみくもにただよしとするという方針で を負っているわけでありますので、それらにつ に、言わば国民の食を確保するというまた義務 ろいろな国々からそういうような状態が、新た 承知をいたしておりますが、その後、言わばい ないという、従前それらの考えがあったことは また一方では、消費者の御意向等も十分聴いて の機関にかけて科学的にいろいろ検討を行う、 な状況が発生をいたしました。 しかし、 さはさ なお、言わばBSE発生国から牛肉を輸入し

紙質子者 ちょっと今の答弁ではなかなか理 関初、二〇〇三年に質問したときに、やはり発 を国からは入れないから必要がないんだというふうに言っていたことが、今変える形になってきているわけですけど、そうすると、やっぱり最初に適用除外にすると言っていたこと自身の建前といいますか、そこがやっぱり違うんじゃないかと、成り立たないんじゃないかということを質問したわけです。

れども。

予定していないという答弁の中には先を予見 いるわけではございませんし、検討については まして、これらも決していい加減な検査をして 在御検討いただいているということでござい 確保できると判断する大体の目安を作って現 査を行ったことによりまして、言わば安全性が はあくまでその安全、安心のための全頭検査等 する言わば判断が欠けていたかもしれません が実は二〇〇三年の時点ではBSEが発生し 国と、こう申すべきかもしれませんが、この国 国の約三〇%前後の輸入の対象になっている リカを例に取ると分かりやすいのですが、我が けれども、御理解をいただきたいところであり ますので、事情の変化があったことは認めます に誠実にこれらに当たっているわけでござい 批判が飛んでくるくらい、我々はあくまで慎重 慎重の上にも慎重と、国際的にはむしろ厳しい を実際に断行して、その結果、数多くの牛の検 が、現実にそういう問題が起きましても、我々 ておらなかった。 したがって、そういうものを 国務大臣 (島村宜伸者) 要は、例えばアメ

ィーということでやっているわけだけども、やめているという中で、国内ではトレーサビリテ日本の例えば加工場なんかも六割がそれで占紙質子者 外国から入ってくる肉でもって、

すべきじゃないかというふうに私は思うんですべきじゃないかということで、そのことでやり取りっていたわけだけども、発生している国から入があって、それで、いや、未発生国なんだと言いないかということで、そのことでやり取りっ ぱり輸入しているものに対してもやるべき

開ということになりますと、いつどこで生まれ けですけども、もしこれ、諮問どおりに輸入再 再開は許されないというふうに思っているわ 質で判断するという極めてあいまいなものな ビリティーシステムはないと。 出生証明があっ すと、輸入できる牛肉は生後二十か月齢以下と すべきだと思うんですけれども、いかがでしょ 対象外という規定は、これやっぱり早急に見首 できるとはとても言えないと。外国産の牛肉は なると思うんですよ。 これで安心、安全が確保 たのかも分からない牛肉が店頭に並ぶことに わけですね。私たちはこういう条件の中で輸入 いいますと、群れ単位で推定するかあるいは肉 いわけです。肝心のこの月齢判定ということで て月齢が分かるのはせいぜい|%以下しかな いうわけですけれども、アメリカではトレーサ それで、日本への輸入のプログラムでいいま

っているわけではありません。こうと思っているわけでありません。それを容認するというふうな考え方を持たうと思っているわけでありまして、決して輸聴いて、そこのところをチェックをしていただ

したがいまして、将来、食品安全委員会の答はならないと。そこはきちっと担保をしていきはならないと。そこはきちっと担保をしていきはならないと。そこはきちっと担保をしていきはならないと。そこはきちっと担保をしていきしたがいまして、将来、食品安全委員会の答

下ということを確認をする。これは先生、一% ところではその生産記録によって二十か月以 はまだ完成しておりませんから、その中で、国 牛に由来するものあるいは特定危険部位を全 備をされていくというふうに思います。 ことは現場で努力をすれば更にその情報は整 くあるんではないかと思っておりますし、この とおっしゃいましたけれども、現状では一割近 いる農場もあります。 したがって、それがある としてはそうですけれども、生産記録を持って にトレーサビリティーシステム、個体識別制度 につきましては、アメリカではおっしゃるよう 部の月齢のものから取るといった、そういう付 十か月をどう判別するかという、そこのところ 加的な条件を付けてありますけれども、この二 二十か月以下の牛から取られたといいますか、 それから、その際の条件でありますけれども

に一つの条件として、二十か月判別をする条件二十か月を判断する、この方法も今回諮問の中それから、そうでない場合に成熟度でもって

ま。 として情報提供いたしておりますが、これも、 としては一つの条件として入れてはどう に従って十分その信頼のできる方法として、私 に従って十分その信頼のできる方法として、私 に従って十分その信頼のできる方法として、私 に従って十分その信頼のできる方法として、私 として情報提供いたしておりますが、これも、

紙質子者 今の話を聞いていますと、結局輸

その争われた場合にはSPS協定に照らすと、 った点でWTO上争われることになると。また 定上それは過剰な要求だというふうに、そうい うのがこの制度そのもののねらいでありまし それは過剰な要求だというふうに判断される ものを相手国に要求をするとなると、SPS協 確保のために必要な最小限度のものではない な、そういう防疫対応をするための仕組みとい はなくて、 万一そういった疾病、 病気が発生し ステムというのは直接安全を確保するもので くとなりますと、それはトレーサビリティーシ いうか、それを相手国に義務付け要求をしてい おそれがあるので慎重に検討をしたいという て、したがって、そういうものを、つまり安全 たときに、どこの農場由来のものかというふう ことでございます 政府参考人(中川坦君) 必要であるないと

いると、まだ全然納得していないんですけれど紙質子者 ちょっとこの問題ばっかりやって

りたいと思います。に再度そういう機会があると思いますからやも、時間が過ぎてしまうので、いずれ二十七日

問題について質問をしたいと思うんです。それで、次に米国産のジャガイモの輸入解禁

それで、植物防疫法で現在は輸入禁止されています米国産の生のジャガイモが加工用に限います米国産の生のジャガイモが加工用に限います米国産の生のジャガイモが加工用に限れで米国の側はどのような検疫条件を提示しているのか、それから輸入解禁の手続の進行状況がどうなっているかということを、まず詳しくお話ししてほしいと思います。 くお話ししてほしいと思います。

政府参考人(中川坦野) これまでアメリカ にはジャガイモのがん腫病あるいはジャガイモ り禁止をしてきたわけでありますが、昨年の八 り禁止をしてきたわけでありますが、昨年の八 り禁止をしてきたわけでありますが、 いるという これまでも植物防疫法によ り禁止をしてきたわけでありますが、 いるという

うな形で密封をしてその工場に直接搬入をすが、端境期にポテトチップス用のジャな児案があったことからそれを今検討していなアメリカ側の提案の中身をということでごなアメリカ側の提案の中身をということでごなアメリカ側の提案の中身をということでごなアメリカ側の提案の中身をということでごなアメリカ側の提案の中身をということでごなアメリカ側の提案の中身をという観点が多いようにと、侵入防止をするというを対している。

ると。また、その際には米国ではジャガイモの方の発生のない州において生産されたものに での発生のない州において生産されたものに 限定をするし、そこに付着をしている土などは 限定をするし、そこに付着をしている土などは 限定をするしないようなそういう配慮を行うと、こういった幾つかの具体的な条件を付して提案があったわけでございます。これを、まだ結論があったわけでございます。こざいます。

紙幣子者 今、具体的な提案があったという で落として密閉してコンテナでという話なん ですけれども、これはこれまでも余り変わらな いんじゃないかと思うんですね。これまでもア メリカからは再三この解禁の要求が出されて きて、最初八四年だったと思いますけれども、 それでこれが、農水省はこれまでの提案に対し ては拒否してきたと思うんですね。

いないということで、あなた方の主張は採用でた、二〇〇二年の六月に当委員会で同様の条件で、つまり米国で生鮮のジャガイモをコンテナに詰めて封印をして日本の加工工場に直接搬入するという条件で輸入解禁の要請があって、このとき農水省は、輸入前に国内で消毒措度、それから、アメリカの主張ではちゃんとした検疫措置、病害虫の侵入防止措置が取られていないということで、あなた方の主張は採用でた、大くで、カストでは、大くで、カストでは、大いないということで、あなた方の主張は採用でで、二〇〇二年の六月に当委員会で同様の条で、二〇〇二年の六月に当委員会で同様の条で、二〇〇二年の六月に当委員会で同様の条で、二〇〇二年の大月に当該の主張は採用で

のどよ。 つとこれ大臣にお聞きしたいと思うんですけ 変わったのはなぜなのかなということで、ちょ 答えられたんですね。それがここに来て大きく きませんという回答をしているというように

国務大臣(男材里伸着) ポテトチップス用 生ジャガイモの輸入解禁につきましては、これ 生ジャガイモの輸入解禁につきましては、これ 体的な言わば検討ができなかったという経緯 体的な言わば検討ができなかったという経緯 があります。こうした中、米国側からは昨年八 があります。こうした中、米国側からは昨年八 があります。こうした中、米国側からは下という に対学的、技術的な検討に着手したところ ために科学的、技術的な検討に着手したところ

思います。 は何ら変更はありませんので、申し添えたいとは我が国に輸入しないという基本的な方針にいずれにいたしましても、リスクがあるもの

抵電子者 今回、米側が具体的な提案を示したのは、日本ポテトチップス協会ですね、これたのは、日本ポテトチップス協会ですね、これが加工用の生のバレイショを開覧と、特別では、日本ポテトチップス協会ですね、これが加工用の生のバレイショを開覧と、輸出側と連携して具体的な病害虫の侵入防止策を提案していただければこの構造改革特区の申を限定したのがきっかけになっているんじゃないでしょうかね。科学的、技術問題というると回答したのがきっかけになっているんじゃないでしょうかね。科学的、技術問題というかうに言うわけだけれども、結局この規制緩和かうに言うわけだけれども、結局この規制緩和かうに言うわけだけれども、結局この規制緩和かったのは、日本ポテトチップス協会ですね、これが関係を表しているという。

政府参考人(中川坦君) 特区の要求として 出ていたのは事実でありますけれども、こうすいはそれが良ければそれを全国に広めるといった性質になじまないものですので、特区でのった性質になじまないものですので、特区でので、その特区ということではなくて、こういいはシストセンチュウのリスクはなくなるはればシストセンチュウのリスクはなくなるはればシストセンチュウのリスクはなくなるはればシストセンチュウのリスクはなくなるはればシストセンチュウのリスクはなくなるは

ことだというふうに思っております。 で、その特区ということではなくて、こうすがだと、そういう具体的な条件を付して今回アメリカ側から提案があったわけですから、そういった具体的な提案に対して我々も専門的な 見地から検討を行うということではなくて、こうすことだというふうに思っております。

ただ、申し上げますけれども、今 大臣からただ、申し上げますけれども、今 大臣からただ、即入りを高めるよかないか、その観点から検討をしているというかないか、その観点から検討をしているというがないか、その観点から検討をしているというとでございます。

無難学者 心配をするのは、このアメリカに は現在日本の国内では未発生のパソタイプの、 よあ寄生型というんでしょうかね、ジャガイモ は現在日本の国内では未発生のパソタイプの、 は現在日本の国内では未発生のパソタイプの、

目に見えているわけですね。ジャガイモ生産が大打撃を受けるというのはの侵入を許せば根絶は不可能と言われていて、の侵入を許せば根絶は不可能と言われていて、もし我が国

北海道では、七二年にRo1というんですか、北海道では、七二年にRo1というようの発地帯になっている後志管内ではこのジャパソタイプのジャガイモシストセンチュウが

ではならないというふうに思うわけです。 ジャガイモの主要産地である十勝管内というのは、種芋の生産でも全国の四五%のシェア き持っているわけです。この種芋の生産ができなくなるということになったら大変だということで、道内ではこの発生地域で徹底した封じ 込め対策、それから抵抗性の品種の開発普及ということで努力して、産地を守るための必死の 取組をしている抵抗性品種というのは本当に計り知れないということで侵入の機会をやっぱり与えないということで侵入の機会をやっぱり与えないということで侵入の機会をやっぱり与えないということで侵入の機会をやっぱり与えないということで侵入の機会をやっぱり与えないということでほうわけです。

るんでしょうか。 た条件で一○○%侵入ないというふうに言えた条件で一○○%侵入ないというふうに言え

します検討を行っている途中でございます。そその点といいますか、今回の具体的な提案に対**政府参考人(中川坦看)** まだその点につき、

てのお答えは控えさせていただきたいと思いはまだ得られておりませんので、その点についういった一〇〇%云々といった結論について

紙型子者 今、途中ということなんですけれ

切な病害虫の侵入防止技術を確立する必要が が侵入するおそれが高いことから本要請の採 ける病害虫の分散防止技術などを検討して適 絶が困難なこと等々を生じるということがあ ら我が国に未発生の病害虫が侵入した場合に、 案を採用した場合には我が国の未発生病害虫 れらの技術確立は極めて困難であるため、本提 要件や、加工工程ですね、排水・残渣処理にお の検査技術、三つ目に、輸送方法や加工施設の 検疫措置と、それから二つ目に、我が国への輸 輸出国側の圃場の検査、生産物の検査等の植物 の植物防疫機関との技術的な検討を踏まえた ると。したがってということで、一つ、生産国 ても甚大な被害を与えるおそれがあること、根 に三十年以上潜伏するものや他の野菜類にも しているわけですけれども、その中で言ってい 本ポテトチップス協会の要請に対して回答を あるというふうに言いつつ、しかしながら、こ 入時における隔離検疫に代わる迅速な病害中 被害を及ぼすものもあると。このため、海外か る細菌、それから糸状菌などの中には、土壌中 る答えは、特にバレイショに甚大な被害を与え 一つは、バレイショのみならず他の野菜に対し それで、農水省自身が二〇〇三年の八月に日

ということもそこで言っているわけです。虫を一切持ち込まないような技術確立は困難用は不適当ということで回答して、言わば病害

での輸入解禁というのは私はやっぱり断固認での輸入解禁というのは私はやっぱり断固認での輸入解禁というのは私はやっぱり断固認

もりはありません。 ましたが、リスクが高まるようなことをするつ 政府参考人(中川坦君) 先ほども申し上げ

おります。

また現地を視察をする、あるいは現地のなります。十分考え得る万全の点検をした上で、そしま。十分考え得る万全の点検をした上で、そしまのでし、また現地を視察をする、あるいは現地のなります。

繰り返しますけれども、リスクを高めるのであれば、そのリスクの程度を評価をし、 るのであれば、そのリスクの程度を評価をし、 対応してリスクを高めることが大事でありまし 対応してリスクを高めることが大事でありましった。その上で結論を得たいというふうに思って て、その上で結論を得たいというふうに思って